様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年 4月 30日

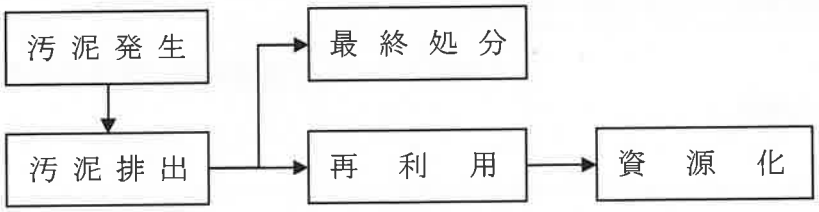
茨城県知事　　殿

提出者
住　　所　　茨城県古河市下大野 2248 番地
氏　　名　　古河市長　針　谷　　力
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　0280-92-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	古河市古河浄化センター
事業場の所在地	茨城県古河市中田新田 191 番地 1
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

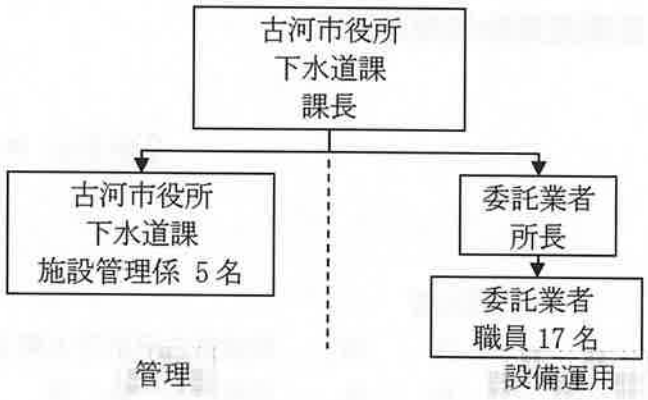
①事業の種類	水道業
②事業の規模	平均処理水量 16,664m3/日　（処理能力 25,700m3/日）
③従業員数	18 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A 列 4 番）

茨城県
令－85－7
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	
排　　出　　量	52,982ｔ	

（これまでに実施した取組）
下水道使用可能地域の拡大とともに汚水処理後の脱水汚泥量は増加を続けるため、排出量の抑制は難しいが、含水率等のデータを定期的に測定し、搬出量が増加しないよう注意している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	
排　　出　　量	55,653ｔ	

（今後実施する予定の取組）
汚泥濃縮や脱水機の運転等に細かく気を使い、少しでも含水率を下げるよう（搬出重量を少なくするよう）メンテナンス会社の社員教育を行っていく。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

―

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

―

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	
	（今後実施する予定の取組） —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	49,233ｔ	
	（これまでに実施した取組） 第２面「排出の抑制」と同様に含水率の測定を実施し、搬出重量の変化に注意している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	52,062ｔ	
	（今後実施する予定の取組） 第２面「排出の抑制」と同様にメンテナンス会社の教育を行っていく。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	
	（今後実施する予定の取組） —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全処理委託量	3,749ｔ	
	優良認定処理業者への処理委託量	—	
	再生利用業者への処理委託量	3,749ｔ	
	認定熱回収業者への処理委託量	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	
	（これまでに実施した取組） 浄化センターにおいては、脱水汚泥の処分を民間業者に委託しているが、毎年１０ｔを除く総てを、コンポスト（肥料）やセメントの材料に加工するなど再生利用につとめている業者と契約している。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	3,591ｔ	
		優良認定処理業者への処理委託量	—	
		再生利用業者への処理委託量	3,591ｔ	
		認定熱回収業者への処理委託量	—	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	
		（今後実施する予定の取組） 引き続きコンポストやセメントへの再利用を行っている業者に処分を積極的に依頼していく。		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。